

八千代市入札契約適正化委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市入札契約適正化委員会条例（平成17年八千代市条例第2号、以下「条例」という。）第9条の規定により、八千代市入札契約適正化委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 会議は、条例第2条第1号に関する事項の諮問に係る会議（以下「定例会議」という。）と条例第2条第2号に関する事項の諮問に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）とし、定例会議は毎年度において原則2回開くものとする。

- 2 委員長は、定例会議又は再苦情処理会議を開催するときは、委員に対し、書面若しくはその他の方法により、会議の日時等を通知するものとする。
- 3 緊急やむを得ない事情等により、会議を開くことができない場合、書面による審議をもって会議に代えることができるものとする。

(定例会議)

第3条 定例会議は、入札及び契約の手續に関し、その公正の確保について調査審議するものとする。

- 2 市長又は事業管理者（以下「市長等」という。）は、次の各号に掲げる事項を委員会に報告するものとする。
 - ① 財務部契約課又は上下水道局経営企画課において入札及び契約の手續が行われた工事又は製造の請負、物件の売買その他（以下「工事等」という。）について、市長等が定める分類、契約方法別に整理し、工事等の名称、工事等の場所、工期又は期間若しくは期限、設計金額又は予算金額、契約金額又は請負金額、契約の相手方、発注担当課等を記載した一覧表
 - ② 市長等が行った指名停止業者の一覧表
 - ③ 八千代市入札苦情処理要綱（平成17年八千代市告示第59号。以下「苦情処理要綱」という。）に基づき書面により行った苦情処理についての一覧表

④ その他市長等が必要と認める入札及び契約の手續に関する資料

3 前項の報告の対象期間は次のとおりとする。

① 1回目の定例会議にあつては、開催月の属する年度の前年度の下半期
(10月から3月まで)

② 2回目の定例会議にあつては、開催月の属する年度の上半期(4月から
9月まで)

(事案の抽出)

第4条 委員会は、あらかじめ前条第2項第1号の報告の事案のうちから定例会議において調査審議する事案を抽出するものとする。

(抽出の委任)

第5条 委員会は、前条の規定による事案の抽出について、あらかじめ指名した委員に委任することができる。

2 前項の規定により指名された委員は、定例会議で抽出した事案について報告を行うものとする。

(再苦情処理会議)

第6条 再苦情処理会議は、苦情処理要綱に基づく再苦情申立てについて、調査審議するものとする。

2 委員会は、必要に応じて再苦情申立者及び契約担当課等の説明を求めため、市長等に協力を求めることができるものとする。

(答申)

第7条 委員会は、定例会議での審議結果について、市長等に対し、書面をもって答申するものとする。

2 委員会は、再苦情処理会議での審議結果について、再苦情申立書を市長等が受け取った日から50日以内に、市長等に対し、書面をもって答申するものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は原則非公開とする。ただし、市長等が委員会に諮り、委員会が特に必要と認めた場合は、公開できるものとする。

2 会議の議事の概要を記した文書は、後日公開するものとする。

(措置の報告)

第9条 市長等は、再苦情の申立てに対する委員会の答申を受け、必要な措置を講じた場合は、当該措置の内容を直近の会議に報告する。

(答申の公表)

第10条 市長等は、委員会から答申を受けた場合は、個人情報及び当事者の利益を害するおそれのある場合を除き、その内容を公表するものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、財務部契約課において処理する。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。